



令和5年 (2023年) 2月10日(金)

No. 15833 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆用途発明における効果の位置付け…………… (1)

☆意匠制度初心者向けガイド みんなの意匠権 (11)

☆フラッシュ(特許庁人事異動)…………… (12)

用途発明における効果の位置付け

「イソブチルGABA等を含む鎮痛剤事件」 (知財高裁令和4年3月7日判決：令和2年(行ケ)10135号)^{1,2}

穴戸法律特許事務所(元知財高裁判事)

弁護士 穴戸 充

第1 はじめに

本件は、被告らが、原告の有する特許発明(発明の名称「イソブチルGABAまたはその誘導体を含む鎮痛剤」。特許第3693258号。平成9年7月16日出願、優先日平成8年7月6日)につき特許無効を求めて審判請求をし、原告が訂正請求をしたという事案である。

特許庁は、令和2年7月14日、請求項1及び2に係る発明についての訂正(以下「本件訂正」という。)を認めず、特許を無効とし、請求項3及び4に係る発明については訂正を認めた上で、審判不成立とした。原告は、本件審判中、請求項1及び2に係る部分の取消しを求めて本件訴訟を提起したが、本判決は原告の請求をすべて棄却した。

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！
「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所客員教授 元会計検査院第四局長 有川博 著

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ！

2020

